

報道関係者 各位

平成22年7月16日  
障害保健福祉部障害福祉課  
(担当・内線) 課長補佐 道躰 (3033)  
(電話代表) 03-5253-1111  
(夜間直通) 03-3595-2528

## 障害者自立支援法による障害福祉サービス移行状況調査 ～新体系への移行が5割超える、4月1日現在～

障害者が地域で安心して暮らせる社会を目指す「障害者自立支援法」の施行（平成18年4月）で、利用者にわかりやすく、使いやすい新たな障害福祉サービス（新体系サービス）が始まりました。授産施設など旧来の障害福祉施設（旧体系サービス）は24年3月までに新体系サービスに移行することになっています。

このたび、22年4月1日現在の移行状況と今後の予定を取りまとめましたので公表します。

### 【ポイント】

- 新体系サービスに移行した事業所の割合（移行率）は54.2%。

障害者自立支援法が本格施行する前日（平成18年9月末）に6,968あった旧体系サービスの事業所のうち、3,776事業所が新体系サービスへ移行。

※ 移行率

$$\frac{3,776 \text{事業所}}{\text{(これまで新体系へ移行した事業所数)}} \div \frac{6,968 \text{事業所}}{\text{(自立支援法施行前日の旧体系事業所数)}} = 54.2\%$$

- 前回調査（21年10月1日時点、45.4%）より半年間で8.8ポイント上昇。
- まだ新体系サービスに移行していない理由は、「旧体系でぎりぎりまで様子を見たい」が34.5%と最多。次に多かったのが「報酬の増減が読めない」の22.1%。
- 新体系サービスへ移行していない事業所のうち、今後の「具体的な移行時期を決めている」のは73.5%。

厚生労働省はこれまでも新体系サービスへの移行支援策を行っており、新体系移行後も旧体系からの利用者は引き続き同じ施設に入所できるようにするなど、きめ細かい対応を取ってきました。

今後も事業所の新体系への移行を始め、障害者が地域でできるだけ自立し、安心して生活していけるよう支援していく予定です。

## 新体系サービスへの移行状況

	平成18年 9月30日 指定数	平成19年				平成20年				平成21年				平成22年	
		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日	
		新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)
<b>(1) 身体障害者更生援護施設</b>															
身体障害者療護施設	503	43	8.55%	68	13.52%	101	20.08%	116	23.06%	179	35.59%	205	40.76%	262	52.09%
身体障害者更生施設	106	15	14.15%	19	17.92%	29	27.36%	33	31.13%	49	46.23%	50	47.17%	74	69.81%
身体障害者入所授産施設	202	20	9.90%	26	12.87%	44	21.78%	53	26.24%	73	36.14%	83	41.09%	104	51.49%
身体障害者通所授産施設	343	70	20.41%	102	29.74%	133	38.78%	143	41.69%	178	51.90%	181	52.77%	208	60.64%
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.13%	99	41.42%	124	51.88%	135	56.49%	175	73.22%	182	76.15%	200	83.68%
身体障害者福祉工場	34	12	35.29%	13	38.24%	17	50.00%	15	44.12%	18	52.94%	21	61.76%	23	67.65%
合 計	1,427	232	16.26%	327	22.92%	448	31.39%	495	34.69%	672	47.09%	722	50.60%	871	61.04%
<b>(2) 知的障害者援護施設</b>															
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.09%	107	7.36%	224	15.42%	264	18.17%	438	30.14%	496	34.14%	646	44.46%
知的障害者入所授産施設	227	12	5.29%	18	7.93%	33	14.54%	38	16.74%	57	25.11%	68	29.96%	80	35.24%
知的障害者通勤寮	126	6	4.76%	9	7.14%	13	10.32%	15	11.90%	23	18.25%	28	22.22%	39	30.95%
知的障害者通所更生施設	604	93	15.40%	119	19.70%	188	31.13%	189	31.29%	270	44.70%	283	46.85%	331	54.80%
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.14%	235	14.38%	398	24.36%	440	26.93%	651	39.84%	683	41.80%	813	49.76%
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.25%	199	45.85%	254	58.53%	272	62.67%	314	72.35%	325	74.88%	361	83.18%
知的障害者福祉工場	70	35	50.00%	40	57.14%	46	65.71%	49	70.00%	52	74.29%	53	75.71%	54	77.14%
合 計	4,548	568	12.49%	727	15.99%	1,156	25.42%	1,267	27.86%	1,805	39.69%	1,936	42.57%	2,324	51.10%
<b>(3) 精神障害者社会復帰施設</b>															
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.48%	29	9.90%	40	13.65%	42	14.33%	62	21.16%	66	22.53%	78	26.62%
精神障害者入所授産施設	29	5	17.24%	6	20.69%	8	27.59%	9	31.03%	12	41.38%	13	44.83%	14	48.28%
精神障害者通所授産施設	305	71	23.28%	87	28.52%	119	39.02%	123	40.33%	151	49.51%	157	51.48%	181	59.34%
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.84%	138	39.77%	184	53.03%	195	56.20%	236	68.01%	255	73.49%	293	84.44%
精神障害者福祉工場	19	6	31.58%	7	36.84%	8	42.11%	11	57.89%	13	68.42%	14	73.68%	15	78.95%
合 計	993	208	20.95%	267	26.89%	359	36.15%	380	38.27%	474	47.73%	505	50.86%	581	58.51%
<b>(4) 合 計</b>															
合 計	6,968	1,008	14.47%	1,321	18.96%	1,963	28.17%	2,142	30.74%	2,951	42.35%	3,163	45.39%	3,776	54.19%

※平成18年9月末日に事業をおこなっていた旧法施設等のうち、新体系に移行した施設数及びその割合(厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調べ)

# 新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定等についてのアンケート結果

- 送付事業数 3,298か所(全ての旧体系サービスの事業所)
- 回収率 68.6%(2,262か所)
- 調査方法 都道府県を通じ全ての旧体系サービスの事業所にアンケート用紙を送付し、4月30日までに回答があったものについて集計を行った。

## 1. 未だ新体系へ移行していない理由

	総数	利用者の希望・意向による	検討材料が不足している	具体的なイメージがわからない	他施設の移行の様子をみたい	旧体系でぎりぎりまで様子を見たい	報酬の増減が読めない	都道府県・市町村との協議による	その他	無回答
か所数	2,262か所	71か所	228か所	88か所	167か所	780か所	499か所	142か所	494か所	85か所
割合	100%	3.1%	10.1%	3.9%	7.4%	34.5%	22.1%	6.3%	21.8%	3.8%

※複数回答を行った事業所があるため、回答の積み上げ数は総数と一致しない

## 2. 今後の移行時期を決めている事業所の割合

	総数	具体的な移行時期を決めている	移行時期は未定	無回答
か所数	2,262か所	1,663か所	595か所	4か所
割合	100%	73.5%	26.3%	0.2%

## 3. 具体的な移行時期

移行予定時期	H22.10まで	H23.4まで	H23.10まで	H24.3まで	(合計)
か所数	146か所	109か所	786か所	620か所	1,663か所
割合	8.8%	6.6%	47.3%	37.3%	100%

※合計には、無効回答の2か所を含む

(参考1)

## 利用者本位のサービス体系へ再編

※ 障害者自立支援法による旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

### <再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設  
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター  
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス

### 新体系 へ移行

- ① ② ③
- 3 障害一元化
- 昼夜分離
- 地域移行等の促進

### 日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

#### 【介護給付】

- ① 療養介護(医療型)  
※ 医療施設で実施
- ② 生活介護(福祉型)

#### 【訓練等給付】

- ③ 自立訓練(機能・生活訓練)
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援

#### 【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター

### <再編後:新体系>

### 居住支援の場

#### 居住支援サービス

- ケアホーム
- グループホーム
- 福祉ホーム

又は

施設への入所

(参考2)

# 障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

## 3障害一元化

身体、知的、精神障害者たてわりのサービス  
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- 3障害の制度格差を解消し、障害の種別を問わず利用可能
- 重複障害者なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

## 昼夜分離

24時間同一施設で生活

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能  
「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

## 地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設

## サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

「介護」、「訓練」、「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

(参考3)

# 新体系サービスへの移行支援策

## 1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。
  - ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）  
10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援
  - ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）  
利用者1人につき500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等
  - ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合） 90単位/日 施設入所支援
  - ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価  
定員20～40人の場合（7.5：1）527単位/日（参考）（10：1）481単位/日

## 2. 移行後の収入の保障

### ○ 従前額保障

新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」 21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

## 3. その他

### ○ 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成

助成額：2,000万円以内（1施設当たり）

### ○ 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成

基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合 5,700円（利用者1人当たり）※22年度の単価